

藤元議員 それでは、2点について質問させていただきます。最初に地震津波対策についてお伺いいたします。この件につきましては、以前から議会でも再三取上げられ議論されてきましたが、東日本大震災を経験し、町民のみなさんの命と暮らしを守るためには、今後、行政は何をすべきかということのを改めて考えた時に、どうしてもこれだけは伺っておきたいということがございますので、質問させていただきます。3月11日の三陸沖地震津波から半年が過ぎ去りました。昨日、9月14日現在、警察庁によりますと、あの地震津波による死者、行方不明者は、あわせて1万9846人ということであり、また、9月10日現在、全壊住宅は3県あわせて11万1009戸、半壊住宅は13万556戸ということであり、今現在も多くの方々が仮設住宅などでの不自由な生活を余儀なくされております。原発事故の起こった、福島県では、県内、県外に6万人近い方々が、何時帰れるとの見通しが持てないままでの避難生活を強いられております。岩手県釜石市の一部漁協で定置網漁が再開されたなどと言う明るいニュースもボツボツ聞かれるようになってきましたが、仕事の問題、二重ローンの問題、生活や健康の不安等々、被災地の方々は依然として多くの問題を抱えており、復興にはまだまだ時間がかかりそうな状況であります。あの震災から私たちは何を学んだのでしょうか。まず何と言っても、自然の力に対しいかに人間は無力であるかということではなかったのでしょうか。もちろん、1分、1秒の差で助かったという証言があるように、防潮堤の新設や増設、避難道路の整備などのハード面、あるいは、防災教育、避難訓練などのソフト面の対策が一定の被害軽減に役立ったことは間違いありません。ただしかし、比較的地震津波の被害が多く、今日まで完璧と言われるほどの準備をしてきた東北地方の海岸線一帯が、あのような状況になってしまったのを見ると、ハード面の対策には限界があり、決してそれだけに頼ってはならないということが明らかになったのではないのでしょうか。本町におきましては、昭和21年の震災以降、沖の堤防の設置、波消しブロックの投入、西の浜の防潮堤の設置、陸閘の設置等々、ハード面の整備を進めてまいりましたが、小さな津波ならまだしも、今回の東北地方沿岸に押し寄せたような津波が押し寄せてくるとすれば、殆ど役に立たないというのが現実ではないのでしょうか。だとすれば、現時点においては、とにかく、いざという時には、町民のみなさんは、安全な高台などに避難すること。そして、そのお手伝いをするというのが牟岐町行政の最も大事な仕事だと思えますし、今回の東日本大震災からの最も大事な教訓にしなければならない点だと思えます。この点については、町民のみなさん、行政においても同じ認識だろうと思えますし、町長の開会の挨拶の中でも、地域の住民のみなさんと協議をし、海拔40メートル前後のところに避難場所を探しているとのお話もありました。そこでお伺いいたします。

町民のみなさんが、安全な場所に避難していただくためにも、行政が正確な情報を早く伝えることが、まず最初に大事なことであります。町民のみなさんに津波襲来の危険を知らせる手段として現在、防災無線、告知端末を使った放送、サイレン等が考えられますが、津波の前には必ず地震があります。それも、東海、東南海、南海の3連動の巨大地震が予想されているわけでありまして。停電、断線が十分予想されます。防災無線、サイレンについては自家発電機があり、停電しても作動するようでありまして、告知端末は受信不能になるようでありまして。したがって、受信機2箇所からの放送がうるさいとって告知端末のスイッチを切っているお宅は、停電時、町行政からの情報は入らないということになります。そして、何よりその前に、本庁の建物自体が地震に耐えられるのかという問題もあります。築40年近くなり、ひび割れも見られます。役場本庁倒壊ということも考えておかなければなりません。そうならば、町民のみなさんへの大事な情報の伝達ができなくなってしまいます。その点、現時点でどのような対応を考えているのかまず最初にお伺いいたします。先ほど、東日本大震災の教訓として、いざというときは、何をあいても安全な高台などに避難することが大事だと申し上げましたが、町民のみなさんだけではなく、ここで特に強調したいのが、町長、役場職員も含めた避難が大事だということでありまして。昨日、平成21年9月に作成された牟岐町地域防災計画を改めて目を通してみましたが、実に良くできた計画でありまして、計画の基本方針、被害想定、防災訓練計画、自主防災組織の育成に関する計画、ボランティアの受け入れ体制の整備など、震災の予防活動から当日の対応、震災後の対応などについて実に細かく書かれております。この計画が実現できれば、被害を最小限に抑えることが出来ると思います。ただ、現実的ではないと思われる部分も見受けられます。例えば、震災対策編の第三章第1節の活動体制計画には、牟岐町災害対策本部は、町内で6弱以上の地震が発生した時、また、徳島県大津波の津波警報が発表された時には自動設置されること。第2節職員の動員配備計画では、本部長は町長、副本部長は副町長、本部員は教育長、全職員。総括担当は教育長、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長と書かれています。ここまではなるほどと思いますが、そのあとが考えてしまうところです。参集人員は全職員、参集場所は本庁と書かれています。そして、職員の服務として不急の行事、会議、出張等中止すること。正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないことなどが書かれております。これは勤務中に地震が起こった時ですが、この部分を読んでおられますと、宮城県南三陸町の防災対策庁舎で亡くなった、多くの職員のみなさんのことが思い浮かんでまいります。おそらく3階の屋上まで津波が来るなんて夢にも思わなかったのでありましょう。屋上に避難した30人ほどの職員のうち助

かったのは町長を含め10人です。防災放送担当の女性職員は最後まで「6メートルの津波がきます、早く避難してくださいと」呼びかけていたそうです。この放送でたくさんの方が命を救われたそうですが、結婚したばかりの将来ある人生が奪われたことは事実であり大変残念なことです。牟岐町では、どなたが放送を担当されるのか分かりませんが、こんなことが二度とあってはなりません。今後予想される津波の高さなど、国や県からは新たな数字はまだ示されてはおりませんが、3連動地震により大津波が押し寄せてくることは間違いありませんし、海の近くにある役場が大きな被害を受けるのは避けられないことだと思います。対策本部も大事ですが、町民のみなさんに避難を呼びかけた後は、町長をはじめ職員のみなさんには、まずは、町民のみなさんとともに速やかに安全な場所に避難していただきたい。何と云っても一度きりの人生でありますので命は大切にしていきたいし、町長、職員のみなさんには震災の後、大変な仕事があります。町長にはこの点につき十分な配慮をお願いしたいと思います。さて、先ほど述べたように、近い将来必ず起こるであろう地震津波により、海に近い役場は大きな被害を受け、役場機能が果たせなくなる可能性は大であります。また、被害が広範囲になるため、役場だけではなく病院、消防、救急なども一定期間、その役割を果たせなくなるのが十分考えられます。海部病院は浸水する可能性がありますし、海部消防組合も本部建物自体が危険になり、消防車や救急車を避難させるのが精一杯ということになるのではないのでしょうか。火事や病人、ケガ人がいても消防車や救急車がすぐに来ないという状況を覚悟しなければなりません。公の助けが期待できなくなるとすれば、頼りになるのは地域の助け合いです。そこで自主防災組織ということになるわけですが、地域により危機意識に差があり、結成されていない地域もありますが、とにかく一定期間公助が期待できないとすれば、自分たちの地域は自分たちで守るという自主防災組織や町内会の活動を強化する以外ありません。そこで伺いたいします。以前から自主防災組織の結成に努力していただいていると思いますが、現在の結成状況、また、未結成地域の結成の可能性について伺いたいします。次に、先ほどから述べてきたように、地震津波災害により一定期間、公助が期待できないとすれば自主防災組織や町内会の活動を強化する他ありません。しかし、町民のみなさんの中には、行政が何とかしてくれるだろうという気持ちがまだまだ根強く残っています。例えば、一つの例ですが、最初の質問で述べた避難の為にサイレンや放送は必ずあると思っている方は多いと思います。サイレンや放送による避難指示がないからと何時までも待っていたら手遅れになり被害を大きくしてしまいます。そこで提案ですが、その地域にどんな危険があり、どうすれば良いのかを一番知っているのはそこに住む住民の方々です。

いざという時の連絡体制、救命講習、食料備蓄計画など、その地域にあった防災計画を相談、作成してもらい、その過程で、必要ならば町行政に対し予算要求をしてもらう。こんな仕組みをつくる必要があるのではないのでしょうか。もちろん、これまでも地域の要望に対し必要なことについては応えて来たかと思いますが、町行政から改めてこのような提案していただければ、この防災計画作成の過程の中で防災意識は一層高まるでありますし、必ず住民の命を守ることにつながると考えます。どのようにお考えかお伺いいたします。次の質問に移ります。就学援助制度についてであります。この件につきましては昨年の9月議会でも取上げさせていただきました。憲法第26条は、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は無償とする」と、規定しています。また、学校教育法第19条は、「経済的な理由によって、就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」としています。他、教育基本法、就学奨励法などを根拠に実施されているのが今日、市町村が行なっている就学援助と言われるものであります。農林漁業などの地場産業の不振、会社の倒産、突然のリストラ。長引く不況の中で本町のみならず田舎の自治体ではどこでも、働く場の確保が大きな課題になっております。子を持つ若いお父さんお母さん方にとって、今日の経済状況の中で子育てをしていくというのは大変なことであります。また、親の経済的理由によって、子どもたちの間にいろんな意味での格差が生まれるなどということがあってはなりませんし、子どもたちの学ぶ権利、健やかに成長する権利が保障されてなくてはなりません。そういう意味で、今日、教育費の一部を助成する就学援助制度の充実が求められているわけであります。就学援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する、保護を必要とする状態にある者。市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者となっており、助成内容については、学用品費、小学生の場合、年額11,100円、中学生の場合21,700円。就学旅行費小学生20,600円、中学生55,700円。給食費は実費などというふうに国のほうでは一定の額を決めておりますが、自治体によって、独自の上乗せ施策を講じているところがあり、認定基準、支給額とも違いがあります。本町における準要保護者の認定基準については、生活保護基準の1.2倍以下と定めているとの答弁が前教育長からいただいております。ご承知のとおり、新学習要領改定により、部活動も教育活動として位置付けられたことなどを背景に、平成22年度より、援助対象項目が3項目新設されております。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費であります。財源についても、準要

保護児童生徒に対する援助については、交付税措置をしているとし、平成22年1月25日、このことを全国の市町村に徹底させるために、総務省自治財政局財政課が各都道府県の財政担当課、市町村担当課に、「市町村に対してもその趣旨を連絡するよう」要請している経過があります。したがって、本町にもその連絡が届いていると思います。本町におきましては、本年度一般会計当初予算には追加された3項目のうち2項目の生徒会費、PTA会費が計上されておりますが、依然としてクラブ活動費が計上されておられません。交付税措置がされているとはいえ、十分な額が措置されているのかどうかは分かりませんが、未来を担う子どもたちのため、大変厳しい経済情勢の中、自らの生活と子育てに苦勞していらっしゃる保護者の方々を支援する必要があるのではないのでしょうか。今後、補正予算を組む考えはあるのかどうかお伺いして、次の質問に移ります。平成17年3月の就学援助法施行令の改正において準要保護にかかる経費が国庫補助対象から除外されたことに伴い「準要保護認定に際して必要があるときは民生委員に対して助言を求めることが出来る」との条文が削除されました。したがって、それ以降は民生委員に助言を求める法的根拠が無くなったわけですが、そのことを知らないのか未だに、認定にあたり、民生委員の助言を求めている自治体が多いようですが本町はどのように対応しているのかお伺いして質問を終わります。

枘富議長 福井町長。

福井町長 藤元議員のご質問の地震防災対策についてお話しがありました。それから就学援助の分につきましては、教育長の方からお答えいたします。よろしく申し上げます。先の東日本大震災で、宮城県南三陸町の防災放送の女性担当職員が、大地震の後、津波の襲来と高台への避難をひたすら放送し続け、最後に津波に吞まれて死んでしまったという悲しい事件がございました。最大規模の地震津波に対し、また、想定外の地震津波に対し、とっさのことでもあり、万全の対応ができるとは限りませんが、できるだけ多くの人命を守るよう、努力だけは怠ってはならないと思います。現在、牟岐町では、大地震時の情報伝達手段として、次の5種類ございます。まず、県から町への連絡手段として県からの防災無線、それから、国からの衛星通信「アラート」が。町から町職員への連絡手段としてメール配信があり、同じく町から消防団への連絡手段として携帯無線、移動無線でございます。また、町民への連絡手段としては、県からのすだち君メール、これは町民の方が独自に手続きして加入する必要があります。それから、町からの告知端末、それから、同じく告知端末ですけども国から瞬時に告知端末に入る「アラート」が

ございます。このうち町役場に受信、送信設備があるものは、Jアラート、防災無線、告知端末の3つで、町役場が倒壊した場合は使用できなくなります。また、防災無線と告知端末は、停電時に使用できなくなります。残るものは、すだち君メールと携帯無線ですが、すだち君メールは、NTTドコモの無線基地などが被害を受けると使用できなくなる可能性があります。ただ、携帯無線は充電さえしていれば、町から消防団員、或いは、県の牟岐の無線局を通じ、町内のアマチュア無線であるとか航行中の漁船に連絡することが可能です。いずれにいたしましても、大規模地震時には、防災インフラや町の担当職員までもが被災することが想定されますので、町からの避難案内がなくとも、ご自分で判断し、最寄りの避難場所に避難していただくよう集会などではお願いしております。次に自主防災組織のことでございますが、議員ご質問のとおり震災直後は公助は期待できず、自助、共助が基本となり、自主防災組織の役割が非常に重要となります。現在、28地区のうち中山間地区を除いた16地区で自主防災組織を結成していただいております。5月以降、自主防災組織と自治会の合同会議などを開き、更なる自主防災組織の結成をお願いしたところでございます。また、地区集会の開催時には、町も参加させていただき、住民の方のご要望も伺っており、そのご要望をもとに、今回の補正予算でお願いしている津波から命を守る緊急総合対策事業を実施するつもりでございます。そういう意味からも、できるだけ早く多くの地区と懇談会を持ちたいと考えておりますので、集会などを開く機会などがございましたら、是非ご案内いただけますようお願いいたします。

枅富議長 峯野教育長。

峯野教育長 藤元議員の質問にお答えをいたします。先程もお話しがあったわけなのですが、昨今、9月議会におきまして、藤元議員より生徒会費、PTA会費、クラブ活動費の拡充につきまして、提案をいただきまして、生徒会費とPTA会費につきましては、12月議会において、予算計上し、22年度として支出しております。検討項目として残ったクラブ活動費ですが、2つの課題があります。1つは、これまで小学生と中学生に対して、金額に差があるものの、ある程度、公平性を保っていた対象品目の中に、中学生のみの対象品目ができること。2つ目は、中学生が入る部活によって金額がまちまちであるということ。この2つをどのようにクリアしていくのかということが課題になっております。平成23年5月1日現在、徳島県24市町村のうち、クラブ活動費を導入しているのは、2町村であることから、各市町村も公平性を保つという点で、クラ

ブ活動費を対象品目の中に加えるのは、課題があると考えていることがうかがえます。また、本町として考えなければならないと思われるものが、全額町費負担という財源的な問題です。平成23年度、準要保護児童生徒として認定した子どもの数ですが、牟岐中学校が昨年度8名から今年度18名、河内小学校が昨年度1名から今年度3名、牟岐中学校が昨年度と変わらず8名で、昨年度から12名の急激な増加となっております、町費の上乗せで対応しているところでございます。以上のことから他町村の動向も視野に入れながら公平性をある程度保てる導入方法を継続検討していきたいと考えております。それから、民生委員の助言を求めることができるという文言が削除されたことにつきまして、公正な認定をしていくためにも本町の要綱には残しており、民生委員さんには負担にならない程度にご意見をいただくとともに、学校長や福祉事務所長を通して、より正確な情報をあげていただくことで対応をしてみたいと考えております。以上でございます。

枅富議長 栗林総務課長。

栗林総務課長 藤元議員の質問に町長の答弁の補足としてお答えいたします。議員が申されましたが、私から停電の対応等についてお答えをいたしたいと思っております。防災無線につきましては、役場庁舎屋上に設置しております非常用自家発電機により、約7時間程度の発電が可能となっております。しかし、受信側の屋外スピーカーの充電時間が3時間程度なので、放送可能時間は3時間ぐらいしかできないと考えております。また、昨年設置いたしました光ケーブルのサーバーについても、役場庁舎屋上に自家発電装置を設けております。放送及びテレビ放映の可能性時間も同じく3時間程度であります。しかし、受信側の防災無線の告知端末が停電であれば、今、申し上げたとおり受信できないことは言うまでもありません。防災無線以外の方法といたしましては、公用車による巡回がありますが、車両、人員、被害の状況によりまして問題があると思っております。次に災害時の電気の復旧についてであります。四国電力との協議をしております。防災本部となる本庁舎、拠点災害本部となる牟岐中学校の復旧について、最優先箇所として位置付けをお願いしております。また、四国電気保安協会とは、復旧時の庁舎等の配線安全調査等の協定締結の手続きを現在しているところであります。しかし、議員ご指摘のとおり、南海地震をはじめとした3連動地震では、大きな被害が予想され、放送設備も当然先程申されましたが、庁舎等も大きな被害を受け、情報伝達が不可能になることも考えられます。これらの対策については、安全な高い場所に移転、または、代替設

備の確保が最良と思いますが、なかなかすぐにそういうことができない状況であります。今、町民の皆さんには、伝達不能の状態になった場合を考え、地震の揺れがあれば、情報を待たずにすぐに逃げることを実践していただけるようお願いをしているところでございます。再度この場でなお一層のご理解をお願いをいたしたいと思っております。また、情報伝達の1つの方法としまして、このたび牟岐漁業無線局と協定を締結し、備えを強化しているところであります。続きまして、自主防災組織の結成状況でございますが、町長が申しあげましたとおり、28地区中16組織が結成。現在、1地区が結成に向けて取り組みをしているところであります。平成22年4月22日に自主防災組織の代表会議を開催し、その後、牟岐町自主防災連絡協議会を結成いたしまして、幅広く活動をお願いしているところであります。今回の予算の防災費に津波からの命を守る緊急総合対策事業を全地区に要望をお聞きしながら進めております。また、今後も意見などをして進めてまいりたいと思っております。また、議員の指摘がありましたが、地域の防災計画につきましても、今後自主防災組織と地域に取り組みをお願いしていただけるよう協議していきたいと思っております。終わります。

枅富議長 藤元議員。

藤元議員 1点だけ再問させていただきます。懇話会の話が出ました。これ実は、初めて聞いたわけですけども、各地域で何箇所かやられているようですが、これは町長の方からやってくださいとお願いをしているのか、それとも各地域から町長においでください。こういうことで進めていっているのかということをお願いします。

枅富議長 福井町長。

福井町長 それは両方でございます。できるだけこちらからも計画していくようにしているんですけど、できるだけ地元の方で計画がございましたら、そこに入り込んでいくという形をお願いしております。というのは、わざわざ何度も集まっていたくのも大変だと思っておりますので、できるだけ地域の集會に合わせていくように心がけております。以上です。

枅富議長 藤元議員。

藤元議員 最初に聞いておけば良かったのですが、その懇話会というのは、防災に限った話ではなくて、いろんなことも含めてやっているということ、そういうふうに理解したらいいのでしょうか。例えば、防災対策にいろんな地域の要望を町長に伝えたいというようなことがあれば、それは地域で話をして、そうしていただけるとすれば参加していただくと、こういうふうに理解してもよろしいのですか。

枘富議長 福井町長。

福井町長 おっしゃるとおりでございます。できるだけそういう機会でございますので、防災のことだけでなく、活性化のことも含めたいろいろなことを総合的にご提案していただくということでやっております。